

## 基盤技術研究本部高度分析研究センター依頼分析要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、依頼分析規程（13 規程第 46 号。以下「規程」という。）に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構基盤技術研究本部高度分析研究センター（以下「センター」という。）が、依頼を受けて行う高度な専門的知識を必要とする分析及び鑑定（以下「分析」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (権限の委任)

第 2 条 基盤技術研究本部長は、規程によりセンターが行う分析に係る権限を、高度分析研究センター長（以下「センター長」という。）に委任する。

### (依頼申込みの手続き)

第 3 条 センターに分析を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、様式 1 による分析（鑑定）依頼書を 1 件ごとに作成し、センター長に申し込まなければならない。

### (依頼の拒絶)

第 4 条 センター長が分析内容等から分析を行う必要がないと認めたとき、又は分析を行うことができないときは、依頼に応じないことができる。この場合には、直ちに、その旨を依頼者に通知する。

### (分析に係る手数料)

第 5 条 依頼者は、経理責任者が発行する請求書により、別記 1 に掲げる手数料を納付期限までに納めなければならない。

2 センターは、分析・鑑定等に多額の消耗品等を使用した場合には、上記の手数料の他に、消耗品等に係る費用を請求できるものとする。

### (分析結果の通知)

第 6 条 分析は、前条に規定する手数料の納付を確認した後に行うものとし、センター長は、分析が完了したときは、様式 2 による分析報告書又は様式 3 による鑑定書を依頼者に通知するものとする。なお、国からの依頼等で、手数料の納付が分析完了後になるときは、別途協議するものとする。

### (分析報告書・鑑定書の複本)

第 7 条 前条の分析報告書又は鑑定書の複本を請求する者は、様式 4 による分析報告書（鑑定書）複本請求書を提出しなければならない。ただし、第 2 条の分析（鑑定）依頼書に併記して請求することもできるものとする。

### (供試品の返還)

第 8 条 供試品は返還しない。ただし、分析の依頼に応じないものについては、その旨通知した日から 2 週間以内に返還の請求があった場合に限り返還する。この場合には供試品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。

(守秘義務)

第9条 センターは、依頼分析の遂行上で知り得た、依頼者、研究試料、分析結果に係る情報を、漏らしてはならない。ただし、依頼分析の実施に必要な決裁を得る場合又は依頼者の了解を得た事項若しくは既に公知となっている事項についてはこの限りではない。

(適用除外)

第10条 センター長は、分析が次の各号のいずれかに該当するときは、この規則の一部を適用しないことができる。

- 一 国、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人、その他の法令に基づく公法人及びセンター長が必要と認める法人等からの依頼を受けて行う分析である場合。
- 二 その他適用しないことが適当と判断した場合。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、分析・鑑定等の実施について必要な事項は、センター長が別に定めることができるものとする。

附則（平成29.10.20 29解析第0716002号）

この要領は、平成29年10月20日から施行する。

附則（令和3.4.1 3基盤第0101033号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式1 (第3条関係)

分 析 (鑑 定) 依 頼 書

令和 年 月 日

国立研究開発法人  
農業・食品産業技術総合研究機構  
基盤技術研究本部 高度分析研究センター長 殿

(依頼者)  
住 所〒

会社(組織)名  
役職名

氏名

印

(担当者)氏 名

電話番号

F A X

E - m a i l

下記のとおり分析(鑑定)を依頼します。

依頼事項:

供試品名:

数量:

(〇〇時間)

分析・鑑定を必要とする成分、項目:

法規制等のある研究試料等の有無: 有 無

※有無にかかわらず、チェックシート(別紙)を添付してください。

参考事項:

必要とする分析報告書又は鑑定書: 和文・英文

複本の要否: 要(和文 通・英文 通)・否

※以下、記入しないでください。

受付年月日		
整理番号		
分析担当者	所 属	
	氏 名	

(別紙)

## チェックシート

法規制等のある研究試料等の有無

有 無

【有の場合】

研究試料等の名称 ( )

法規制等の種別 植物防疫法 (輸入禁止品、輸入制限品)

家畜伝染病予防法

外来生物法 (特定外来生物)

カルタヘナ法 (遺伝子組換え生物)

放射線障害防止法

麻薬等を取り締まる法律

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

個人情報保護法

その他

届出・承認・授受手続の状況、輸送手段

( )

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日  
依頼者

印

様式2（第6条関係）  
（その1）和文の場合

第	号	
分析報告書		
依頼者		殿
供試品：		
令和 年 月 日	に依頼のあった上記供試品について行った分析の結果は、	
下記のとおりである。		
記		
依頼事項：		
分析結果：		
年 月 日		
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構		
基盤技術研究本部 高度分析研究センター長 氏 名		
試験担当者 氏 名		

（その2）英文の場合

No.	
Report on Result of Analysis	
Client:	
Sample:	
This is to certify that the result of the analysis requested on the above sample by the client on date(month/day/year) is as follows:	
Analyte(s)	
Analytical result(s)	
Date (month/day/year)	
National Agriculture and Food Research Organization	
Core Technology Research Headquarters	
Director of Research Center for Advanced Analysis	
Official in charge of test, Technical official	

様式3 (第6条関係)  
(その1) 和文の場合

第	号	
鑑 定 書		
依 頼 者		殿
供試品：		
令和 年 月 日	に当所に提出された上記供試品について行った鑑定の結果は、 下記のとおりである。	
記		
依頼事項：		
鑑定結果：		
令和 年 月 日		
	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	
	基盤技術研究本部 高度分析研究センター長 氏 名	
	試験担当者	氏 名

(その2) 英文の場合

No.	
Report on Result of Analysis	
Client:	
Sample:	
This is to certify that the result of the analysis requested on the above sample by the client on date(month/day/year) is as follows:	
Analyte(s)	
Analytical result(s)	
Date (month/day/year)	
	National Agriculture and Food Research Organization
	Core Technology Research Headquarters
	Director of Research Center for Advanced Analysis
	Official in charge of test, Technical official

様式4（第7条関係）

分析報告書（鑑定書）複本請求書

令和 年 月 日

国立研究開発法人  
農業・食品産業技術総合研究機構  
基盤技術研究本部 高度分析研究センター長 殿

（依頼者）  
住 所〒

会社（組織）名

役職名

氏名

印

（担当者）氏 名

電話番号

F A X

E - m a i l

分析報告書（又は鑑定書）の複製を下記のとおり依頼します。

記

複製を依頼する書類：分析報告書（又は鑑定書） 第 号  
和文 通  
英文 通

## 別記1（第5条関係）

「手数料について」

直接経費（技術料） + 間接経費 + 複本手数料

上記手数料に消費税を加えた金額を納付金額とする。

ただし、分析・鑑定等に多額の消耗品等を使用した場合には、上記の手数料の他に、消耗品等に係る費用を請求できるものとする。

直接経費（技術料）

分析技術クラス1 一人1時間当たり、40,000円

分析技術クラス2 一人1時間当たり、30,000円

以下の表に掲げる機器を使用する分析及び鑑定にあつては、1時間あたりの技術料は以下の表右欄のとおりとする。

		1時間あたり技術料
使用機器	NMR500 [AVANCE III 500HD 型]	30,000円（分析技術クラス2、1名）
	同上 NMR500+クライオ検出システム	40,000円（分析技術クラス1、1名）
	NMR600 [AVANCE III 600 型]	30,000円（分析技術クラス2、1名）
	イメージング AVANCE NEO 400WB	30,000円（分析技術クラス2、1名）
	TOF-MS [4800 MALDI TOF-TOF Analyzer]	30,000円（分析技術クラス2、1名）
	NMR700 [AVANCE III 700HD 型]	40,000円（分析技術クラス1、1名）
	同上 NMR700+クライオ検出システム	40,000円（分析技術クラス1、1名）
	NMR800 [AVANCE NEO 800 型]	40,000円（分析技術クラス1、1名）
	同上 NMR800+クライオ検出システム	40,000円（分析技術クラス1、1名）

間接経費（業務遂行に関連して間接的に必要となる農研機構の管理等に必要な経費）

直接経費×15%（その額が5,000円に満たない場合は5,000円）

ただし、委託者が国、独立行政法人、国立研究開発法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人、その他の法令に基づく公法人及びセンター長が必要と認める法人等の場合は、委託者と協議の上、決定した額とすることができる。

複本手数料

分析報告書・鑑定書の複本作成手数料 1通ごとに、和文は1,060円、英文は1,570円とする。